平成２２年（フ）第５２４号
大分県由布市挾間町下市353番地
破産者　株式会社信和建設
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５１号
大分県由布市挾間町下市353番地
破産者　株式会社エザンツ
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１９号
盛岡市下米内字閉伊街道23番地３
破産者　有限会社三友電工
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２９号
栃木県小山市城東１丁目９番20号
破産者　株式会社ＳＵＮクリエート
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４６５２号
東京都港区赤坂４丁目９番25号
破産者　株式会社プレジール
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９６５号
東京都港区赤坂４丁目９番25号　新東洋赤坂ビル４階
破産者　株式会社ＭＯＴＯＮ
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７号
横浜市青葉区柿の木台19番地３
破産者　有限会社アルヴィ
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
福井県三方上中郡若狭町兼田18号５番地
破産者　株式会社辻本組
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１３４号
長野県上田市諏訪形字西森ノ木1490番４
破産者　有限会社城田板金工業所
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１号
山口県熊毛郡平生町大字曽根1926番地の23
破産者　有限会社金福建設
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１４０号
北九州市小倉北区大田町14番28号
破産者　山九コンセプト有限会社
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２７００号
福岡市西区姪の浜２―12―５第一伊東ビル203、住民票上の住所福岡市博多区吉塚１丁目６番26―102号
破産者　福島　浩敏
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５３１号
大阪市住吉区長居東１丁目11番11号　シティーハイツ浅田101号、前住所大阪市東住吉区東田辺２丁目11番18号
破産者　祐建こと　家田　貴夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８６７号
大阪市福島区海老江３－１－６―402、住民票上の住所大阪府南河内郡太子町大字山田789番地の10
破産者　今川　鏡子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５５４号
大阪府枚方市中宮西之町17番25―105号
破産者　上領　廣美
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５２号
神戸市灘区都通５丁目４番21号　西灘ニューコーポラス503、前住所神戸市灘区都通３丁目２番14号
破産者　鴛海　隆司
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９８号
福岡県福津市上西郷84―５　井手高雄方、破産手続開始決定時の住所福岡県福岡市城南区片江３丁目32番35号
破産者　村上　恭二
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７３号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目20番17号
破産者　山崎　結輝
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５５２号
札幌市西区発寒１条４丁目１番１号　ハイツ寿202号
破産者　岩谷　範良
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン12―303
破産者　天野明美こと　鄭　　惠淑
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係